

※契約を解除する日の1ヶ月前迄に提出して下さい。

提出日から解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、提出日より1ヶ月分の賃料を申し受けます。  
尚、解約書提出（又は郵送・FAX）を以って解約の申込とし、電話等による受付は致しません。

# 解 約 書

令和 年 月 日

貸主 \_\_\_\_\_ 様

氏名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年 月 日を以って \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )号室 の賃貸借契約を解約します。  
尚、公共料金等の支払いや修理が必要な場合、その費用は敷金より差し引かれても異議は申し立てません。  
さらに、届出の解約日を過ぎても明け渡し完了されない場合は、借入人の荷物を管理人に処分されても異議を申し立てず、その為に要した費用は借入人が負担します。

① 立ち会い検査の希望日時 令和 年 月 日 午前・午後 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

室内は荷物等が全くない状態にして下さい。貸主等の都合により日時を変更させて頂く事があります。  
立ち会い日時の変更がある場合は必ず1週間前までにご連絡下さい。

② 敷金精算後の振込先 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店

口座番号 普通・当座 \_\_\_\_\_ 口座名義 \_\_\_\_\_

口座名が変更する予定（婚姻等）がある場合は必ず当社まで連絡して下さい。

口座名義相違によりお振込みできない場合があります。

③ 公共料金について

電気、ガス、水道は、退去後にご自身で停止の手続きをして下さい。

（必ず立ち会い検査の際には電気等がつく様に、立ち会い検査後に停止をお願いします）

④ 退去後の連絡先

住 所 \_\_\_\_\_ 〒 \_\_\_\_\_

(アパート等は部屋No.まで明記願います)

TEL \_\_\_\_\_

携 帯 \_\_\_\_\_

⑤ 郵便局に必ず転居届を提出して下さい。(用紙は郵便局にあります)

退去後に郵便物が届いても連絡は致しますが、保管期間は連絡後1週間とし、その後は処分させて頂きますので御了承下さい。

⑥ お家賃の振込を自動引き落としにされている方は、金融機関にて停止の手続きをお願いいたします。